

移動体衛星通信サービス契約約款

平成30年7月1日



(目次)

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更等
- 第3条 取扱制限

第2章 使用契約

- 第4条 サービスの種類
- 第5条 使用契約の単位等
- 第6条 外国関係主管庁等の許可の取得
- 第7条 使用申込の承諾等
- 第8条 運用開始日の通知
- 第9条 使用契約者の氏名等の変更
- 第10条 使用契約に基づく権利の譲渡
- 第11条 使用契約者の地位の承継
- 第12条 使用契約者が行う使用契約の解除
- 第13条 破産等による使用契約の解除
- 第14条 当社が行う使用契約の解除
- 第15条 端末設備の亡失等による使用契約の解除
- 第16条 使用契約者の義務
- 第17条 利用中止等
- 第18条 利用停止
- 第19条 料金
- 第20条 通信料の支払義務
- 第21条 割増金
- 第22条 延滞利息
- 第23条 基本料の返還

第3章 付加機能等

- 第24条 付加機能の提供

第4章 共通事項

- 第25条 責任の制限
- 第26条 合意管轄裁判所
- 第27条 使用契約者に係る情報の利用

附 則

料金表

1. イリジウムサービス

- 1) 使用契約料
- 2) 通信料等
 - 2-1) イリジウム音声サービスに係るもの
 - (1)基本料および通信料
 - (2)その他事項
 - 2-2) イリジウムショートバーストデータサービスに係るもの
 - (1)基本料および通信料
 - (2)その他事項
 - 2-3) イリジウムオープンポートサービスに係るもの
 - (1)基本料および通信料
 - (2)その他事項

2. スラヤーサービス

- 1) 使用契約料
- 2) 基本料
- 3) 通信料
 - 3-1) 音声・データ
 - (1) 発信
 - (2) 着信
 - 3-2) ショートメッセージ
- 4) 付加機能等
 - 4-1) パケットデータ通信(GmPRS)

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は移動体衛星通信サービス契約約款(以下「約款」といいます。)の定めるところにより、移動体衛星通信サービスを提供します(以下「サービス」といいます。)

(約款の変更等)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。
2 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

(取扱制限)

第3条 本サービスの取扱いに関しては、日本又は外国の法令等、当社が提携する外国通信事業者の定めるところにより制限されることがあります。

第2章 使用契約

(サービスの種類)

第4条 当社は、次の移動体衛星通信サービスを提供します。

- 1) イリジウムサービス
- 2) スラージャサービス

(使用契約の単位等)

第5条 当社は、本サービスを使用する方との間で、使用契約を1の端末設備ごとに締結します。
2 使用契約を締結できる方は、1の使用契約につき、1人に限ります。

(外国関係主管庁等の許可の取得)

第6条 当社と本サービスの使用契約を締結した方(以下「使用契約者」という)は、本サービスに必要な端末設備を本邦外で使用するにあたって、事前に同端末設備の持ち込みおよび使用を希望する対象国の電気通信関係主管庁その他の関係主管庁等(以下「外国関係主管庁等」といいます。)から、当該国内への同端末設備の持ち込みおよび当該国内での同端末設備の使用のための許可を取得しなければなりません。

(使用申込の承諾等)

第7条 当社は、受け付けた順序に従って使用申込を承諾します。
2 前項の規定にかかわらず、当社は、使用申込を承諾するために必要な電気通信設備に余裕がない場合は、その承諾を延期することがあります。
3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用申込を承諾しないことがあります。
(1) 使用申込者が、本サービスに係る料金、割増金又は遅延損害金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(2) 本サービスの提供が、技術的に著しく困難であるとき。
(3) 使用申込書又はその確認のための書類に不備があるとき。
(4) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(運用開始日の通知)

第8条 当社は、速やかに書面により使用契約者に運用開始日を通知します。
2 使用契約者は、前項の運用開始日以降でなければ、端末設備を使用することはできません。

(使用契約者の氏名等の変更)

第9条 使用契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに書面によりそのことを契約事務を行う当社の事業所に通知してください。

(使用契約に基づく権利の譲渡)

第10条 使用契約に基づいて当社から移動体衛星通信サービスの提供を受ける権利は、第三者に譲渡することができます。

- 2 前項に規定する権利の譲渡は、当社所定の譲渡承認請求書を当社に提出してその承認を得たときにその効力を生じるものとします。
- 3 当社は、前項の規定により譲渡の承認を求められたときは、第7条(使用申込の承諾等)第2項及び第3項に準じて、これを承認します。
- 4 前項の権利の譲渡があったときは、譲り受けた方は、使用契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(使用契約者の地位の承継)

第11条 使用契約者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、使用契約者の地位を承継します。

- 2 前項の規定により使用契約者の地位を承継した方は、承継の日から6か月以内に使用契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に通知してください。
- 3 第1項の場合において、相続により使用契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうちの1人を代表者と定め、前項の手続きをとってください。代表者を変更したときも同様とします。
- 4 前項の規定による代表者の通知がないときは、当社が、代表者を指定します。

(使用契約者が行う使用契約の解除)

第12条 使用契約者は、使用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の当社の7営業日前までに、書面によりその旨を契約事務を行う当社の事業所に通知してください。

(破産等による使用契約の解除)

第13条 当社は、使用契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその使用契約を解除します。

(当社が行う使用契約の解除)

第14条 当社は、当社が提携する外国通信事業者がサービスの提供を終了したとき、使用契約者との使用契約を解除します。

- 2 当社は、使用契約者が第18条(利用停止)の規定により利用停止をした場合において、使用契約者がおお第18条のいずれかに該当する場合は、その使用契約を解除することがあります。また、使用契約者が第18条のいずれかに該当する場合で、その行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をしないで直ちに使用契約を解除することがあります。当社は、この規定により使用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を使用契約者に通知します。

(端末設備の亡失等による使用契約の解除)

第15条 天災、事変その他使用契約者の責めによらない事由により端末設備が亡失したときは、その日以降、使用契約は解除されたものとします。

(使用契約者の義務)

第16条 使用契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 本サービスに関する日本及び外国の法令等を遵守すること。
 - (2) 本サービスに係る伝送交換の取扱いに妨害を与える行為をしないこと。
 - (3) 犯罪行為、他人の著作権その他権利を侵害する行為、法令に違反する行為、公序良俗に反する行為をしないこと。
- 2 使用契約者は、前項の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかつた場合を除いて、使用契約者以外の方の行為についても当社に対して責任を負っていただきます。

(利用中止等)

第17条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変その他の非常事態の発生又は電気通信設備の障害その他の事由により、通信が著しく遅延し、又は遅延するおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) その料金月における本サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が認めたとき。

(利用停止)

第18条 当社は、使用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内の期間(本サービスの料金等を支払わない場合にあつては、その料金等が支払われるまでの間)を定めて、本サービスの通信を停止することがあります。

(1) 支払期日を経過しても本サービスの料金、割増金又は遅延損害金を支払わないとき。

(2) 第16条(使用契約者の義務)の規定に違反したとき。

(3) 前各号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社又は当社の協定事業者の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を使用契約者に通知します。

(料金)

第19条 当社が定める本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。使用契約者は、請求書に指定する期日(以下「支払期日」といいます。)までに、その料金を支払わなければなりません。

(通信料の支払義務)

第20条 その通信の発信のあった端末設備の使用契約者は、本サービスについて、当社が測定した有料情報量又は通話時間と料金表の規定に基づいて計算される通信料の支払いを要します。

2 使用契約者は、前項の表の第1項の通信料であつて、使用契約者以外の方が行った本サービスに係る通信料についても、当社に対し支払いの責任を負っていただきます。

(割増金)

第21条 本サービスに関する料金を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第22条 本サービスの料金、割増金(以下本条において「料金等」といいます。)の支払義務者は、請求書に指定する期日(以下本条において「支払期日」といいます。)を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあつたときは、この限りではありません。

(基本料の返還)

第23条 当社は、料金表の規定により基本料を一括して支払つた場合であつて、その期間の満了前に第12条(使用契約者が行う使用契約の解除)、第14条(当社が行う使用契約の解除)、第15条(端末設備の亡失等による使用契約の解除)があつたときは、一括支払額から基本料に経過月数を乗じて得た額を控除した金額を返還します。

2 前項の規定にかかわらず、使用契約者は、基本料に経過月数を乗じて得た額が一括支払額を上回る場合においては、その差額を支払わなければなりません。

第3章 付加機能等

(付加機能の提供)

第24条 当社は、使用契約者等からの請求があつたときは、次の場合を除いて、料金表に定める付加機能を提供します。

(1) 付加機能の提供を請求した方が、付加機能に係る料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 第14条(当社が行う使用契約の解除)、第17条(利用中止等)、第18条(利用停止)の規定は、付加機能の提供に準用します。当該規定の適用を受ける場合、付加機能は利用できません。

第4章 共通事項

(責任の制限)

第25条 使用契約者が本サービスにより被った事故または損害等については、当社は、その原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとし、使用契約者はこれをあらかじめ了承するものとします。

(合意管轄裁判所)

第26条 この約款に基づき権利および義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

(使用契約者に係る情報の利用)

第27条 当社は、使用契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の約款又は協定事業者の約款(料金表を含みます。)の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーの通りとします。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、使用契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

付則

(実施期日)

この約款は、平成15年3月1日から実施します。

付則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年3月26日から実施します。

付則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年2月1日から実施します。

付則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年2月1日から実施します。

付則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年7月15日から実施します。

付則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

付則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。

付則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。

付則

(実施期日)
この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

付則
(実施期日)
この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附則
(実施期日)
この改正規定は、平成19年4月2日から実施します。

附則
(実施期日)
この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附則
(実施期日)
この改正規定は、平成20年9月22日から実施します。

附則
(実施期日)
この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附則
(実施期日)
この改正規定は、平成21年9月1日から実施します。

附則
(実施期日)
この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

附則
(実施期日)
この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

附則
(実施期日)
この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。

附則
(実施期日)
この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
ただし、この改正料金表実施前に締結しているイリジウムオープンポートの契約は従前のとおりとします。

附則
(実施期日)
この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附則
イリジウムサービスのうち、イリジウム音声サービスに係る月途中での解約時の取り扱いを変更します。
(実施期日)
この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。

附則

イリジウムサービスのうち、イリジウム音声サービスに係る基本料を変更します。

イリジウムサービスのうち、イリジウムオープンポートサービスに係る月途中での解約時の取り扱いを変更します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年7月1日から実施します。

1. イリジウムサービス

1) 使用契約料

料金種別	単位	料金額(税抜価格)
イリジウム音声サービス使用契約料 イリジウムショートバーストデータサービス使用契約料	1の契約ごと	10,000円
イリジウムオープンポートサービス	1の契約ごと	12,000円
上記のうち、航空機に設置した端末設備に関わる使用契約料	1の契約ごと	25,000円

2) 通信料等

2-1) イリジウム音声サービスに係るもの

(1) 基本使用料および通信料

料金種別	単位	料金額(免税)	
		プラン1	プラン2
基本料	月額	6,900円	5,900円
加入電話または携帯電話あて	20秒ごと	55円	63円
イリジウムサービスあて	20秒ごと	35円	40円
他の衛星携帯電話システムあて	20秒ごと	500円	572円
ボイスメールボックスあて	20秒ごと	35円	40円
2ステージダイヤルによる着信	20秒ごと	70円	80円
ショートメッセージ	1通ごと (英数字のみ160文字まで)	50円	58円
電子メール	1通ごと(英数字のみ、 宛先を含め160文字まで)	50円	58円

備考)

(1) 当社は、基本料の支払いにおいて、利用を開始する期日又は本契約を解約する期日が料金月の途中であった場合、その料金月の基本料を次のように請求します。この規定において、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。

ア 月の初日以外の日から利用を開始した場合

使用開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に月額基本料の30分の1を乗じて得た額

イ 月の末日以外の日に利用契約を解除した場合

その月の初日から末日までの月額基本料を請求します。

(2) 使用契約者は、音声サービスにかかるプラン1とプラン2間の料金プランを変更することができます。その場合、変更を請求した期日を含む料金月の翌日より、変更後の料金プランが適用され、月の途中での料金プランの変更及び基本料等の日割りはできません。

(3) 通信料については、プリペイド使用時を除きます。

(2) その他事項

(1) 基本料の料金種別による通信料の減額適用	<p>ア 次表に定める基本料の料金種別を選択している使用契約者は、その契約の端末設備からの通信(その通信の料金を当該契約者に課金する取扱いをさします。以下同じとします)に関する料金の月間累計額のうち、以下に規定する料金額までの支払を要しません。ただし、付加機能としてショートバーストデータサービス(Type-C)を利用している場合、ショートバーストデータサービス通信は本規定の対象外となります。</p> <p style="text-align: right;">1契約ごとに月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>基本料の料金種別</th> <th>支払を要しない額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>0円から2,000円までの部分</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>0円から1,000円までの部分</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 通信に関する料金の月間累計は、当社が定める料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、その料金月における基本料の支払を要する日数が、1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に上記の支払を要しない料金額の30分の1を乗じて得た額を、支払いを要しない料金額とします。</p> <p>エ ウの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>オ 上記に掲げる通信料の減額適用は、利用月の翌月繰越はありません。</p>	基本料の料金種別	支払を要しない額	プラン1	0円から2,000円までの部分	プラン2	0円から1,000円までの部分
基本料の料金種別	支払を要しない額						
プラン1	0円から2,000円までの部分						
プラン2	0円から1,000円までの部分						

2-2) イリジウムショートバーストデータサービスに係るもの

(1)基本料および通信料

料金種別	単位	料金タイプ		
		Type-A	Type-B	Type-C 2-1)音声サービスの付加機能)
基本料	月額	3,000円(免税)	10,000円(免税)	3,000円(免税)
データ通信料	1Kbyteごと	400円(免税)	150円(免税)	200円(免税)
メールボックスチェック料	1のメールチェックごと	2円(免税)	2円(免税)	2円(免税)
登録料	1の契約ごと	-	-	1,000円 (税抜価格)
設定変更手数料	1の設定変更ごと	1,000円 (税抜価格)	1,000円 (税抜価格)	1,000円 (税抜価格)

備考)

- (1) Type-AおよびType-Bはショートバーストデータサービスのみ提供、Type-Cは2-1項で規定したイリジウム音声サービスの付加機能としてショートバーストデータサービスを提供します。Type-Cをご利用の場合は、イリジウム音声サービス基本料および通信料に加え、イリジウムショートバーストデータサービス基本料および通信料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、基本料の支払いにおいて、利用を開始する期日又は本契約を解約する期日が、料金月の途中でであった場合、その料金月の基本料を次のように請求します。この規定において、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。ただし、Type-Cのイリジウム音声サービス基本料に関しては2-1項に準じます。
- ア 月の初日以外の日から使用を開始した場合
使用開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に月額基本料の30分の1を乗じて得た額
- イ 月の末日以外の日に使用契約を解除した場合
使用開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に月額基本料の30分の1を乗じて得た額
- (3) 使用契約者は、Type-A、Type-B間で料金プランを変更することができます。その場合、変更を請求した期日を含む料金月の翌月より、変更後の料金プランが適用されます。なお、Type-Cについては、Type-A及びType-Bへの料金プランの変更はできません。
- (4) データ通信料は、1コールごとの千分の一単位までごとに測定したデータ量に、上の1単位の料金を乗じて得られる額とします。1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。
- (5) データ通信における最低課金量は30byteとし、30byte未満の通信であっても30byteとして計算します。
- (6) メールボックス内に受信すべきメールがある場合においてはメールボックスチェック料は発生しません。
- (7) Type-A および Type-B は、当社がショートバーストデータ専用として指定する端末により利用可能です。Type-Cは、当社が指定するショートバーストデータと音声を利用できる端末により利用が可能です。

(2)その他事項

(1) 基本料の料金種別による通信料の減額適用	<p>ア 次表に定める基本料の料金種別を選択している使用契約者は、その契約の端末設備からの通信(その通信の料金を当該契約者に課金する取扱いをさします。以下同じとします)に関する料金の月間累計額のうち、以下に規定する料金額までの支払を要しません。</p> <p style="text-align: right;">1契約ごとに月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>基本料の料金種別</th> <th>支払を要しない額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Type-B</td> <td>0円から1,800円までの部分</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 通信に関する料金の月間累計は、当社が定める料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、その料金月における基本料の支払を要する日数が、1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に上記の支払を要しない料金額の30分の1を乗じて得た額を、支払いを要しない料金額とします。</p> <p>エ ウの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>オ 上記に掲げる通信料の減額適用は、利用月の翌月繰越はありません。</p>	基本料の料金種別	支払を要しない額	Type-B	0円から1,800円までの部分
基本料の料金種別	支払を要しない額				
Type-B	0円から1,800円までの部分				

2-3) イリジウムオープンポートサービスに係るもの

(1)基本料および通信料

		月額基本料に含まれる音声(分)					
		0	120	240	360	600	1200
月額基本料に含まれるデータ (Mbyte)	0	9,600円	19,800円	28,400円	31,500円	44,100円	75,800円
	10	13,800円	23,000円	32,600円	36,800円	50,600円	83,600円
	25	28,000円	39,400円	49,000円	53,200円	67,000円	100,000円
	75	54,000円	65,400円	75,000円	79,200円	93,000円	126,000円
	200	98,000円	109,400円	119,000円	123,200円	137,000円	170,000円
	1000	205,000円	216,400円	226,000円	230,200円	244,000円	277,000円
	5000	418,000円	429,000円	436,700円	443,300円	455,400円	484,000円

料金種別	単位	料金額(免税)	
加入電話または携帯電話あて	20秒ごと	適用プランに応じて以下のように定めます	
		月額基本料に含まれる音声(分)	料金額
		0	45円
		120	38円
		240	35円
		360	28円
		600	26円
1200	24円		
イリジウムサービスあて	20秒ごと	32円	
他の衛星携帯電話システムあて	20秒ごと	240円	
ボイスメールボックスあて	20秒ごと	32円	
2ステージダイヤルによる着信	20秒ごと	70円	
データ通信料	1kbyteごと	適用プランに応じて以下のように定めます	
		月額基本料に含まれるデータ(Mbyte)	料金額
		0	1.75円
		10	1.45円
		25	1.12円
		75	1.05円
		200	0.96円
1000	0.17円		
5000	0.13円		
ショートメッセージ	1通ごと (英数字のみ160文字まで)	50円	
電子メール	1通ごと (英数字のみ、宛先を含め160文字まで)	50円	

備考)

(1) 当社は、基本料の支払いにおいて、利用を開始する期日又は本契約を解約する期日が、料金月の途中であった場合、その料金月の基本料を次のように請求します。この規定において、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。

ア 月の初日以外の日から使用を開始した場合

使用開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に月額基本料の30分の1を乗じて得た額

イ 月の末日以外の日に使用契約を解除した場合

その月の初日から末日までの月額基本料を請求します。

- (2) 使用契約者は、料金プランを変更することができます。その場合、変更を請求した期日を含む料金月の翌月より変更後の料金プランが適用され、月の途中の料金プランの変更及び基本料等の日割りはできません。
- (3) データ通信料は、1コールごとの千分の一単位までごとに測定した有料情報量に上の1単位の料金を乗じて得られる額とし、1円未満の端数が生じたときは、これを切上げます。
- (4) 通信料について、プリペイド使用時を除きます。

(2) その他事項

<p>(1) 基本料の料金種別による通信料の減額適用</p>	<p>ア 次表に定める基本料の料金種別を選択している使用契約者は、その契約の端末設備からの通信(その通信の料金を当該契約者に課金する取扱いをさします。以下同じとします)に関する月間累計量のうち、月額基本料に含まれる音声及びデータに関する使用量に対する支払い(以下、控除可能額といいます)を要しません。</p> <p style="text-align: right;">1契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="539 636 1385 842"> <thead> <tr> <th>基本料に含まれる音声(分)</th> <th>支払を要しない使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120</td> <td>0分から120分までの部分</td> </tr> <tr> <td>240</td> <td>0分から240分までの部分</td> </tr> <tr> <td>360</td> <td>0分から360分までの部分</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td>0分から600分までの部分</td> </tr> <tr> <td>1200</td> <td>0分から1200分までの部分</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="539 875 1385 1140"> <thead> <tr> <th>基本料に含まれるデータ(Mbyte)</th> <th>支払を要しない使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>0Mbyteから10Mbyteまでの部分</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>0Mbyteから25Mbyteまでの部分</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>0Mbyteから75Mbyteまでの部分</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0Mbyteから200Mbyteまでの部分</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>0Mbyteから1000Mbyteまでの部分</td> </tr> <tr> <td>5000</td> <td>0Mbyteから5000Mbyteまでの部分</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 通信に関する使用量の月間累計は、当社が定める料金月単位で行います。</p> <p>ウ 控除可能額のうち音声に関わるものは、料金月内に生じた加入電話または携帯電話あて、ならびにイリジウムサービスあての通話を対象とします。また算出においては加入電話または携帯電話あての通話を優先し、支払を要しない使用量に余剰が生じた場合はイリジウムサービスあての通話を加えます。</p> <p>エ 当社は、その料金月における基本料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に控除可能額の30分の1を乗じて得たものを、支払いを要しない額とします。</p> <p>オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>カ 上記に掲げる通信料の減額適用は、利用月の翌月繰越はありません。</p>	基本料に含まれる音声(分)	支払を要しない使用量	120	0分から120分までの部分	240	0分から240分までの部分	360	0分から360分までの部分	600	0分から600分までの部分	1200	0分から1200分までの部分	基本料に含まれるデータ(Mbyte)	支払を要しない使用量	10	0Mbyteから10Mbyteまでの部分	25	0Mbyteから25Mbyteまでの部分	75	0Mbyteから75Mbyteまでの部分	200	0Mbyteから200Mbyteまでの部分	1000	0Mbyteから1000Mbyteまでの部分	5000	0Mbyteから5000Mbyteまでの部分
基本料に含まれる音声(分)	支払を要しない使用量																										
120	0分から120分までの部分																										
240	0分から240分までの部分																										
360	0分から360分までの部分																										
600	0分から600分までの部分																										
1200	0分から1200分までの部分																										
基本料に含まれるデータ(Mbyte)	支払を要しない使用量																										
10	0Mbyteから10Mbyteまでの部分																										
25	0Mbyteから25Mbyteまでの部分																										
75	0Mbyteから75Mbyteまでの部分																										
200	0Mbyteから200Mbyteまでの部分																										
1000	0Mbyteから1000Mbyteまでの部分																										
5000	0Mbyteから5000Mbyteまでの部分																										
<p>(2) 削除</p>																											
<p>(3) 契約データ速度による割引適用</p>	<p>ア 使用契約者から申し込みがあった場合、データ速度に応じて次表に定める割引(以下、データ速度割引と言います)を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="671 1592 1347 1688"> <thead> <tr> <th>データ速度</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64kbps</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>32kbps</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ データ速度割引はデータ通信料が対象となります。</p> <p>ウ 使用契約者はデータ速度を変更することができます。その場合、変更を請求した期日を含む料金月の翌月より、変更後のデータ速度に応じた割引率が適用され、月の途中の割引率の変更はできません。</p>	データ速度	割引率	64kbps	5%	32kbps	10%																				
データ速度	割引率																										
64kbps	5%																										
32kbps	10%																										
<p>(4) 基本料の料金種別ならびにデータ速度による期利用料の適用</p>	<p>ア 基本料に含まれるデータが0Mbyteとなるプランを選択した場合で、以下のデータ速度を契約する場合は、データ速度に応じて初期利用料を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="671 1906 1347 2036"> <thead> <tr> <th>データ速度</th> <th>初期利用料(税抜価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>128kbps</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>128kbps(64kbpsからの変更)</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>64kbps</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table>	データ速度	初期利用料(税抜価格)	128kbps	24,000円	128kbps(64kbpsからの変更)	15,000円	64kbps	9,000円																		
データ速度	初期利用料(税抜価格)																										
128kbps	24,000円																										
128kbps(64kbpsからの変更)	15,000円																										
64kbps	9,000円																										

2. スラヤーサービス

1) 使用契約料

料金種別	単位	料金額(税抜価格)
使用契約料	1の契約ごとに	30,000円

2) 基本料

料金種別	単位	料金額(免税)
基本料	月額	6,000円

備考) 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める基本料をその利用日数に応じて日割します。

(1) 暦月の初日以外の日から使用を開始した場合

使用開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に月額基本料の30分の1を乗じて得た額

(2) 暦月の末日以外の日に使用契約を解除した場合

その月の初日から使用契約を解除した日までの使用日数に月額基本料の30分の1を乗じて得た額

3) 通信料

3-1) 音声・データ

(1) 発信

セレクトモード	発信国	通話先	サービス	料金(免税)	
				最初30秒まで	以後6秒ごと
スラヤー衛星モード	グループ0	日本国内の固定・携帯電話	音声	120円	24円
		日本以外の国の固定・携帯電話		140円	28円
		スラヤー衛星携帯電話		120円	24円
		日本国内	データ	180円	36円
		日本以外の国		200円	40円
		スラヤー衛星携帯電話		170円	34円
	グループ1	日本国内の固定・携帯電話	音声	160円	32円
		日本以外の国の固定・携帯電話		190円	38円
		スラヤー衛星携帯電話		120円	24円
		日本国内	データ	220円	44円
		日本以外の国		250円	50円
		スラヤー衛星携帯電話		170円	34円
	グループ0 及び グループ1	インマルサットBシステム	音声 及び データ	420円	84円
		インマルサットMシステム		500円	100円
		インマルサットミニM、M4、Fleetシステム		380円	76円
インマルサットBGAN/FB		300円		60円	
イリジウム		450円		90円	
GSMモード	グループ0 及び グループ1	固定・携帯電話	音声	300円	60円
		スラヤー衛星携帯電話	音声	400円	80円
		その他衛星携帯電話	音声	500円	100円

備考)

グループ0: グループ1以外の国

グループ1: デンマーク、フランス、ルーマニア、イタリア、英国、カザフスタン、イエメン、エジプト、UAE、カタール

(2) 着信

セレクトモード	サービス	いずれの国・地域からの通話の着信にかかわらず(免税)	
		最初30秒まで	以後6秒ごと
GSMモード	音声	150円	30円

3-2) ショートメッセージ

セレクトモード	発信	通話先	料金/回(免税)
スラヤ衛星モード	グループ0 及び グループ1	スラヤ衛星携帯電話・GSM携帯電話	60円
GSMモード			

備考)

1) 1回につき、160文字まで送信可能です。

2) スラヤ衛星携帯電話でショートメッセージを受信する場合の料金はかかりません。

4) 付加機能等

4-1) パケットデータ通信(GmPRS)

セレクトモード	単位	料金(免税)
スラヤ衛星モード	5, 120Kbyteまで月額	2, 400円
	5, 120Kbyteを超えた後、10Kbyteごとに	6円

備考)

この付加機能をご利用になる場合は、別途お申込みが必要です。

この付加機能は、月の途中からの開始または解約による、月額料金の日割りはありません。